泉町	1北地	区地	区計	一画

都市計画法第16条第2項に基づく意見書の要旨

縦覧期間 自 平成27年12月 3日 至 平成27年12月17日

原案では市民会館に緑地がほとんどありません。都市計画地域の半分

 \mathcal{O}

要

北

市民会館をこの地区に作る最大の理由は、北側の芸術館と連携して公園面積世界一の文化都市水戸の芸術・学術の中心となることにあると思います。芸術館は敷地の半分は緑地になっており、シンボルの噴水、タワー、欅の木は、建築物と調和し高い評価を得ています。

書

見

賁

は緑地にすることを提案します。

市民会館もこれに匹敵する庭園緑地が必要です。庭園緑地は、赤ちゃんから老人まで入館する人も入館しない人も、さらに会館に催しの無い時も市民と観光客に、常に癒しと楽しみを与えます。

原案では屋上庭園を作ることになっていますが、屋上庭園は催しの有る時入館者のみ楽しめ、非入館者は入れないし、催しの無い時は誰も楽しめません。さらに障害者(車いすの人)や乳幼児などをつれた子育て中のお母さんは利用しにくい大きな欠点があります。

水戸市を子育てしやすい街にすることは極めて重要であり、都心部に 乳幼児や保育園児など小さな子供を連れて楽しめるように市民会館に広 い緑地をつくり、芸術館の広場と連結し子供とお母さんが安全に散策で きるようにすることは、市の発展のためにも市民税を使う上からも大切 です。広い庭園緑地を造りそこにアプローチを創ることは、会館を落ち 着いた雰囲気にする上できわめて重要と考えます。 意見書に対する市の考え方

Α氏

意見者

本地区につきましては、新市民会館を主要施設とした市街地再開発事業の実施により、隣接する水戸芸術館との連携による芸術文化の拠点形成や集客力の高いコンベンションの開催などにより地域の活性化を図り、魅力と活力にあふれ、人が回遊する中心市街地の再生を目指しているところです。

本地区計画は、同時に都市計画決定を進める「泉町1丁目北地区第一種市街地再開発事業」の都市計画案について、本地区の特性を踏まえた目指すべき将来都市像を実現するため必要な規制を適切に設け、優良かつ健全な都市空間を誘導するために定めるものです。このため、過度に施設建築物の規模、形態、意匠等を制限し設計の創意工夫や自由度を阻害することは避けなければなりません。

このため、緑地に関するご意見につきましては、隣接する水戸芸術館と一体的なゆとりある屋外空間を確保し、子供から高齢者まですべての市民が安心安全に憩える質の高い都市空間が必要であるとのご趣旨は本市の考え方に合致しているところですが、前段のとおり極端な規制は避けるべきであることから、本地区計画におきましては、建ペい率の最高限度を80%、壁面の位置の制限を2.0m以上(ただし、建築物の地表面からの高さが3.0m以上の部分等を除く。)とし、必要な最低限の空地等を担保することで考えております。